【令和5年度 政策·調整会議】

件 名:立地適正化計画の策定に向けた中間とりまとめについて

日 時:令和5年11月10日(金)10:30~10:35

場 所:本庁舎7階特別会議室

●付議理由

将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、居住機能や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づける立地適正化計画を策定し、市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをより一層推進するため。

●付議概要

立地適正化計画の策定に向けて、計画を構成する基本方針や、居住誘導、都市機能誘導及び防災指針などの各項目の方向性を整理し、中間とりまとめを行ったことから、市民説明会等を通じ、検討の中間報告を行う。

(1) 計画の基本方針

・人口動態や自然災害リスクへの対応を踏まえた、魅力的で暮らしやすい持続可能なまちづくり

(2)居住誘導

- ・市域の大部分を居住誘導区域に設定(法令等により居住誘導区域に含まないとされている市街化 調整区域や土砂災害特別警戒区域などを区域外とする)
- ・誘導区域外で居住の用に供する、一定規模の開発行為・建築行為等を実施する場合には法令による届出が必要

(3)都市機能誘導

- ・広域拠点・地域生活拠点に加え、今後の再開発の状況を見据え、2号再開発促進地区・整備促進 地区を都市機能誘導区域として設定
- ・誘導施設は、都市計画マスタープランに位置づけられている都市機能のうち、都市機能誘導区域 に誘導することが望ましい施設として、大規模商業施設(10,000㎡以上)、ホール・劇場、 映画館、コンベンション施設を設定
- ・誘導区域外で誘導施設を有する建築を目的とした開発行為・建築行為等を実施する場合、または、 誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合には法令による届出が必要

(4) 防災指針

・既存施策を災害種別ごとに再整理するとともに、洪水浸水想定区域(計画規模浸水深3m以上) においては、防災指針に基づく市独自の届出制度を創設

●結論

報告内容について確認